

# 衆議院外務委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月17日（水）、第8回の委員会が開かれました。

- 1 中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）  
二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）  
二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）  
・河野外務大臣、原田防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。  
・各件について採決を行った結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと決しました。  
（賛成—自民、立憲、国民、公明、共産、維新、希望）  
（質疑者）杉田水脈君（自民）、遠山清彦君（公明）、寺田学君（立憲）、青山大人君（国民）、赤嶺政賢君（共産）、杉本和巳君（維新）、井上一徳君（希望）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 杉田水脈君（自民）

- （1） 中央北極海無規制公海漁業防止協定
  - ア 北極海航路の利用、資源開発等の北極海をめぐる諸課題に対する我が国政府の取組
  - イ 中国の北極政策についての政府の認識
  - ウ 我が国と締結した二国間漁業協定すら守らない中国、韓国及びロシアに対し本協定の遵守を促す方法
  - エ 北極評議会のオブザーバー国であるインド及びシンガポールが本協定の署名国に含まれていない理由
  - オ 本協定の署名国間における北極海の氷が解けるような温暖化を食いとめるための協定の検討の有無
- （2） 二国間協定に違反して操業を行う船舶に対する実効的な対策の有無

## 遠山清彦君（公明）

- （1） 中央北極海無規制公海漁業防止協定
  - ア 北極海において商業的漁業の実現が見込まれない段階で我が国が本協定を締結するメリット
  - イ 本協定の最初の有効期間が16年とされた根拠
  - ウ 北極に関する新たな国際ルールの構築に我が国が主体的に関与する必要性についての河野外務大臣の見解
  - エ 砕氷機能を有する北極域研究船の建造についての検討状況
- （2） 燃料油汚染損害民事責任条約の締結による保険の義務付けが我が国の内航海運業者に与える影響
- （3） 難破物除去ナイロビ条約の締結により保険者への直接請求が可能となることが保険事業者に与える影響

## 寺田学君（立憲）

- （1） 中央北極海無規制公海漁業防止協定
  - ア 本協定前文の「商業的漁獲が近い将来に中央北極海の公海水域において可能となりそうにない」という記述の意味
  - イ 本協定の加盟国となる主要関心漁業国・機関の決定方法及び今後の増加の可能性の有無

- (2) 燃料汚染損害民事責任条約
  - ア 2001年に採択された本条約の締結が今の時期になった理由
  - イ 保険金が支払われない事案の発生についての2004年の国内法改正当時の認識
  - ウ アンファン8号座礁事故(2013年) 当時に条約を締結していた場合の費用回収の可能性
  - エ 条約の締結のタイミングについての政府の見解
- (3) 日・ロ関係
  - ア 日ロ平和条約締結交渉の進捗の有無
  - イ 5月末に外務・防衛閣僚協議(「2+2」)を開催するとの報道の真偽
  - ウ 「2+2」の日程について発言をした鈴木宗男氏の政府における立場
  - エ 鈴木宗男氏の日ロ平和条約締結交渉への関与の有無
  - オ 鈴木宗男氏とモルグロフ ロシア外務次官の面会の事実及びその内容についての認知の有無
  - カ 鈴木宗男氏の言動についての河野外務大臣の見解

### 青山大人君(国民)

- (1) 中央北極海無規制公海漁業防止協定
  - ア 北極海におけるマイクロプラスチック汚染の現状
  - イ 海洋におけるマイクロプラスチック問題に関する法的拘束力・実効性あるルール形成を我が国が主導すべきであるとの考えについての政府の見解
- (2) 燃料油汚染損害民事責任条約と難破物除去ナイロビ条約の締結により、我が国近海を無保険の船舶が航行することがなくなるのか否か
- (3) 燃料油汚染損害民事責任条約及び難破物除去ナイロビ条約の締約国
  - ア 締約国数に差がある理由
  - イ 船腹量において世界全体に占める割合
  - ウ 難破物除去ナイロビ条約の締約国増加の見通し
- (4) 韓国及びロシアが難破物除去ナイロビ条約を締結していないことに対する我が国政府の見解
- (5) 船舶の燃料油による汚染によって漁業被害が出た場合の漁業者から保険会社等に対する直接請求の可否
- (6) 燃料油汚染損害民事責任条約でもカバーされない責任限度額以上の被害に対する政府の支援の有無
- (7) 「危険物質及び有害物質の海上輸送に関連する損害についての責任並びに損害賠償及び補償に関する国際条約」の発効の見通し、我が国が締結していない理由、我が国の今後の締結の可能性
- (8) シップリサイクル条約
  - ア 主要な船舶再資源化国である中国及びインドの批准に向けた動向
  - イ 早期発効の見通し

### 赤嶺政賢君(共産)

- (1) 沖縄県北谷町における米軍人・日本人女性死亡事件
  - ア 事件の概要
  - イ 米軍人の所属・階級・居住地
  - ウ 米海軍三等兵曹が在日米軍の勤務時間外行動の指針である「リバティ制度」の対象となるか否かについての政府の見解
  - エ 米軍人が「リバティ制度」により外出を禁止されていた時間帯に事件現場にいた理由
  - オ 女性が米軍の憲兵隊に相談した後における具体的な措置の発動を含む米軍の対応
  - カ 米軍人に対する女性への接見禁止命令(MPO)の発令状況
  - キ 2019年1月に女性が米軍人から暴行被害を受けた旨を米軍の捜査当局に通報した事実の有無

ク 「リバティー制度」の実効性や米軍の管理体制を検証した上で、事件の全容と再発防止策を明らかにする必要性

(2) 普天間飛行場移設問題

ア 普天間飛行場負担軽減推進会議（2019. 4. 10）における普天間飛行場の5年以内の運用停止に関するやり取りの概要

イ 米側に対し普天間飛行場の運用停止を直ちに求める必要性についての政府の見解

ウ 普天間飛行場負担軽減推進会議での河野外務大臣の発言内容

エ 普天間飛行場での外来機の飛来が2019年1月以降急増している要因についての河野外務大臣の見解

オ 本年3月25日にハワイ海兵隊基地のMV22 オスプレイが普天間飛行場に飛来した理由及び事前通知の有無

カ 本年4月11日に米海兵隊のステルス戦闘機F35Bが普天間飛行場に飛来した理由及び事前通知の有無

キ 政府が普天間飛行場の危険性除去に努力していると言いながら、米軍による普天間飛行場の運用強化の実情について米側に照会しても回答がないため説明できないという現状についての河野外務大臣の所見

**杉本和巳君（維新）**

(1) 国際情勢

ア 沖縄県北谷町における米軍人・日本人女性死亡事件に対する河野外務大臣の所見

イ ノートルダム大聖堂の火災に対する河野外務大臣の所見

ウ ロシアとの外務・防衛閣僚協議（「2+2」）を通じて我が国の平和の維持・強化する必要性

エ 外務省内におけるセクハラ行為に対する河野外務大臣の所見

オ OECD対日経済審査報告において、消費税を最大26%まで引き上げる必要があるとの指摘を受けたことに関する河野外務大臣の所見

(2) 中央北極海無規制公海漁業防止協定

ア 本協定と国連の持続可能な開発目標（SDGs）との関係

イ 我が国が本協定を早期に締結する意義及び効果

ウ 科学的調査及び監視に関する共同計画策定に関する我が国の関与の在り方

エ 協定水域の広さ

オ 協定水域の中で漁獲可能な範囲の占める割合

カ 協定水域における夏季と冬季の漁獲可能範囲

キ 寄託者であるカナダ政府が交渉参加国・機関から批准書等を受領してから効力発生までに要する日数

ク 本協定の発効の見通し

ケ 南極地域の環境保全のための取組の現状等に関する政府の認識

**井上一徳君（希望）**

(1) 中央北極海無規制公海漁業防止協定

ア 我が国にとっての北極海の戦略的位置付け

イ 北極海の水氷域減少が我が国に与える影響

ウ 北極海の水氷減少と我が国の異常気象の関係

エ 北極海における規制の枠組みが漁業に限定されていることについての政府の見解

オ ロシアにとっての北極海の戦略的位置付け

カ 中国の北極政策

キ 米国の北極政策

- (2) 独自の責任制限制度があり、基金による補償を受けることも出来るタンカーによる油汚染損害に比べて、燃料油汚染損害民事責任条約に基づく賠償は十分であるかの確認
- (3) 燃料油による汚染損害について責任限度額以上の被害が出た場合の地方自治体に対する政府の支援の有無